# 后川朱公報

平成 26 年 7 月 24 日 (木曜日)

号

外

(第 65 号)

目 次

### 人事委員会

○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する 規則

人 事 委 員 会

平成二十六年七月二十四日石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県人事委員会

## 石川県人事委員会規則第十一号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

第十一条に次の二項を加える。石川県職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

- これを添えないことができる。 に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、速やかに任命権者格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては別記第七号の二様式による受給資格者住所変更届に、2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては別記第七号の二様式による受給資
- をし、当該受給資格者に返付しなければならない。
  3 任命権者は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定

第二十四条第一項及び第二項中「第十条前段」の下に「、第十一条第二項及び第三項」を加える。

支給願に」を加え、「同項第二号」を「同法第五十六条の三第一項第二号」に改める。 就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては別記第十八号の四様式による就業促進定着手当に相当する退職手当「武業促進定着手当」という。)を除く。」を、「再就職手当に相当する退職手当支給願に」の下に「、同条に規定する(」の下に「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十三条の四に規定する就業促進定着手当(以下第二十六条第一項中「第十条第十四項」を「第十条第十五項」に改め、「同号口に該当する者に係る就業促進手当

別記第七号様式 (第一面) 中

氏		名				男・女	年齢	満	歳	
住 所 又	は居	所			te pe					
退職生	F 月	日	年	月	日	勤	続 期	間		4
求職生	F 月	月	年	月	日		Æ	н		3
受給期間流	よう 年ん	月日	年	月	月		34-	Я		
期	日	数		日	所定給付	日数			日	
	住所又退職年求職年受給期間流	住所又は居 退職年月 求職年月 受給期間満了年	住所又は居所 退職年月日 求職年月日 受給期間満了年月日	住所又は居所       退職年月日年       求職年月日年       受給期間満了年月日年	住所又は居所       退職年月日年月       求職年月日年月       受給期間満了年月日年月	住所又は居所       退職年月日年月日       求職年月日年月日       受給期間満了年月日年月日	住所又は居所       退職年月日年月日       求職年月日年月日       受給期間満了年月日年月日	住所又は居所       退職年月日年月日       求職年月日年月日       受給期間満了年月日年月日	住所又は居所       退職年月日     年月日       求職年月日     年月日       受給期間満了年月日     年月日	住所又は居所       退職年月日     年月日     勤続期間       求職年月日     年月日       受給期間満了年月日     年月日

号

	氏			3	名						/c			男・	女	年	ะ齢	満		歳	
受給	住	所	又は	居	所																
受給資格者			年	月	日		左	F	月		月		退職	能事 E	Ħ L						に改める
者		職			日		左		月		月				勤	続	期	間			21110
2.4		74 . 6 . 9	間満了				左	Ē.	月		日			261			年	,	月		
待		期	日		数					日	) ) )	定給	付日	数						H	
			様式(				、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、			(₹	長)										
						受	を給	資	格	者	住 住		変	更	届						
支	糸	<u>^</u>	番	号							in the second										
新		氏		名																	
			フリカ	ガナ																	
1	氏	名	新								*										
			旧																		
	Λ.	-r	新																		
2	住	所	旧																		
3	生	年	月	日		年	Ē	月		日	4	変	更	年 .	月	Ħ		年	Ē	月	日
7	三川県	具職員	員の退職	战手当	当に関	する規	則第	11条	第2月	頁の規	見定に	こより	上記	己のと	とお	り届	けまっ	す。			
			年		月	F	1														
	任命	介権者	新 殿					(ī	高年歯	<b>冷・</b> 特	寺例)	受約	合資格	各者」	氏名						
										7	支給番	子子	(							)	
											<sup>2</sup> ///10 E 直話者									)	
																		<b></b>		7. 義変	更確認欄
備																					
考																					

(襄)

### 注意事項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄には記載し ないこと。
- 3 3・4欄の下の「(高年齢・特例) 受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより 記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記第十号様式(表)を次のように改める。

平成 26 年 7	月24日(木曜日)	)		石	Ш	県	公	轮					号		Þ	<b>^</b>
」記第10号様式	(第16条関係)															
100/010	()   = = >					(表)										
				H	₩ =	認定	ф /	土 聿								
認定日時				大	未	论是	44 1	可 音								
月 日	時から時	まで				(言	亥当の	ところ~	へ○印を	付け必	要な事	事柄を	記載	してく	ださ	い。)
①失業の認定を	ど受 イ した			1	2	3 4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
けようとする	5期 (就職又は就党	かをした日		8	200	10 11		13	14	8	9	10	11	12	13	14
間中に、就職 就労、内職又	状、	は×印を右 に記えし	月	15	16	17 18	3 19	20	21 月	15	16	17	18	19	20	21
があることは	<b>まし</b> してください。			22	23	24 25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
たか。	ロしない	,		29	30	31				29	30	31				
=	云いをして収入を		収入の	100		月	日	収入額			円		分の収			日分
2 481.00 102	つた日、収入額、		収入の	700 800		月	月日	収入額	-		円田		分の収			日分
19 (31) 5 (79 (79) 1 (39) (39)	へかを記入してく と受けようとする	AND THE STATE OF T	収入の	3380 333	NA 215	上を把1	士1 4	収入額	Į į		円	刊日	分の収	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		日分
イ探した		3 朔 同 干 に 舌動 を ど の						_/J <sup>4</sup> 0								
1 1/2072		活動の方法		0/1/12	Ti Vi		日	禾	刊用した	機関の	名称		求職	活動の	内容	Š
	(イ) 公共即	職業安定所	による	3		1000000				200000000000000000000000000000000000000			200 500	2000 2000		
	職業相談	談、職業紹	介等													
		職業紹介機														
	2 50 000 00000	目談、職業														
	A 5. Section (1994)	者派遣機関 業相談等	によっ	5												
		<sup>未怕 談寺</sup> 幾関等によ	ス職	堂												
	相談等	及因サによ	. AHV ≥	*												
	0.0000000000000000000000000000000000000	求職活動以	外で、	事業	き所の:	求人に原	ぶ募し7	たことか	がある場	合には	、下棉	剝に記	載して	てくだ	さい。	
	事業所	名、部署	J	芯 募	日	応	募方法	A	散 種		応募0	の動機	ž	応募	の新	吉果
										(1)	知人0	り紹介	-			
										2 2	新聞』					
										77 10	就職情					
											インク そのff		ベット			
	-										知人の					
										8 5	新聞』					
										27 10	就職怕		5			
											イング		ベット			
					1 25 00 - 81		0.00			20. 00	その作	也				
ロ探さなが	かつた		(-	その理	里由を	具体的に	こ記載	してく	ごさい。)							
	*# / # N )	· Ja 7				ţ*										
定所から自分	美安 イ 応じら 分に ロ 応じら		[5]	じらす	ユナンレン	理由は	可です	ትኔ								
適した仕事が		J40.4 V	20.00			がなど		121								
介されれば、	す		(口)	個力	人的又	は家庭的	的事情	のため	(例えば	、結婚	準備、	妊娠	、 育!	<b>見、家</b>	事の	都合
ぐに応じられ	ı ま		(	のため	<b>か</b> )											
すか。			0.0		**************************************		80 80		があるた							
			3 3			開始して	こため	又は自含	営業開始	の予定	がある	るため	)			
			(35)	その	つ他											1
⑤就職若しくに	† 白		(1)		上酷業	安定所紹	四介		(5	就職先 !	<b>事業所</b>	)				)
営業を開始し	<i>t</i> -		2 2			事業者組				DUTIN JU -	# <i>*</i> ())	,				
人又はその予	イ就職				己就職											
のある人が記	己入			月	日	より就理	哉(予	定)								
してください	970 D. W. W. W. W.	P 2 - 4'-		月		20 00 A,0 A		始(予定								
****	り退職手当に関す	よる規則第	16条第	第1項	の規定	主により	上記6	りとおり	申告し	ます。						
年 八 北 碑 孝 生																
公共職業多	安定所長 殿									受給資	枚証す	<b>长</b> 县 1	(		)	
										受給資	5.0	100	(			(FI)
※公共職業安	37,4,1,1,4,119,99	年 .	月	sm -	+ I > NP /		ш	>+ &+ - ·	- +T	J~/1H JQ		· H		取扱		<u> </u>
定所記載欄	認定対象期間	~ 年	月	認定	日数		目	連絡事	+垻					者印		

加える。別記第十号様式(裏)注意事項3中「「沖滌」を「⊝蓋みは◎蘊の「沖滌」に改め、注意事項3に次のただし書を

ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。

5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものである。

なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。

に加える。別記第十号様式(裏)中注意事項8を注意事項9とし、注意事項7を注意事項8とし、注意事項6の次に次のよう

7 ③のイの(2)欄には、③のイの(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。

別記第15号様式(第18条関係)

(表)

# 公共職業訓練等受講証明書

(必ず裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。)

支	給者	番 号					未支給	区分(1	未え	友給、	空欄	未支給以	以外)		
待其	]満了4	平月 日		年	月	日					'				
支絲	謝間	初日		年	月	日		末	日		年	月	日		
認定	三日数			受講日数			通所日数		特定	職種受	講日数		寄宿	日数	
内職	(労働日	数、収	入額)				円	就業手出	支給日	数		早期就業	支援金支約	台日数	
1	受講	者氏	名					2 証	明対象	期間		年	月		
3		受講職						y-	1	_			T		í
4	右のス	カレン	ダーレ	こ該当する日	りをつ	けて	ください。		1	2	3	4	5	6	7
							日·祝日等	) =印	8	9	10	11	12	13	14
(2				等を受けなれ		日の	うち	3	15	16	17	18	19	20	21
				傷による場合				〇印	22	23	24	25	26	27	28
				」を得ない耳			易合	△印	0	1			20	21	20
			得ない	ハ理由がない	·場合		×印	29	30	31					
5	特記事		<i>-</i> !+1-==		- 1 -2-	3-r nn	L 7								
1	二記の言	<b>心</b> 東争		異りのない? ロ			9 る。								
			年	月	日		訓練等の施設	ルのEの	<b></b>	`					印
6	201	拍胆什	/ テ 台上田	* 计学 5			川麻寺の旭記 云いをしまし		10000000000000000000000000000000000000	)		イし	t- ·	ロレ	 ない
7							人を得ました					イ 得			ない
8		の有無					(EN & O)	C/3 0				1 10	<i>,</i> c		·無
			5 0	<u>`</u> します。				e							7///
			6 85 5	, ,	己公共	職業記	訓練等の施設	2の長に	委任し	ます。					
			年	月	日										
	公共軍	職業安	定所提	<b></b> 殿											
									受講	者氏生	Ż				
									支給	番号	(				)
<b>※</b> 逗	2絡事1	頁													
								,							
備															
-12.															
考															
								g							

(襄)

### 注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかつた日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6 欄及び7 欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6 欄又は7 欄においてイを○で囲んだ者は、その 内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6 欄及び7 欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であつて「別居して寄宿していない 日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。 また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

「⑧」に、 別記第十六号様式(表)中「⑤」を「④」に、「⑥」を「⑤」に、「③」を「⑥」に、「⑧」を「⑦」に、「⑨」を

支	⑩同一の傷病により受けることが できる給付	(1) (2) (3)	(4) (5)	(6) (7)				
糸	凱恩の給付を受けることかできる	年	月	日から	年	月	日まで	日間
請其	期間	年	月	日から	年	月	日まで	日間
間	⑫傷病手当に相当する退職手当の	年	月	日から	年	н	日まで	日間
	支給を受けようとする期間	+	Л	H W O	+	Л	μаς	H [F]

46

石川県職員の退職手当に関する規則第19条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

任命権者殿

申請者 氏 名

				151 (S) W 151	172		2.572						
ī				29									
1		⑨同一の傷病により受ける	ることが	(1) (2) (3)	(4)	(5)	(6) (7)						
	支	できる給付		(1) (2) (3)	(4)	(5)	(6) (7)						
	支給申	⑩⑨の給付を受けることが	ぶできる	年	J	]	日から		年		月	日まで	日間
	請期間	期間		年	J	]	日から		年		月	日まで	日間
	間	⑪傷病手当に相当する退職	戦手当の	年	J	1	日から		年		月	日まで	日間
		支給を受けようとする其	阴間	4		1	口から		+		月	рас	口间
	12 1	内職若しくは手伝いをした	内職又に	は手伝いをした	三日	収入	のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	F	日又は収入のあった日、そ	月	月 月		収入	のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	0	D額等を記入してください。	F	日 F	1	収入	のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	7	5川県職員の退職手当に関す	トる規則第	第19条第1項の	)規定	官によ	り上記の	とま	3り	傷病手	当に	に相当する退職	手当
	1												

の支給を申請します。

年 月 日

任 命 権 者 殿

申請者 氏 名

N

### 改める。

別記第十六号様式(裏)注意事項3中「⑤蘊」を「⑨蘊」に、「◎蘊」を「⑨蘊」に改め、同様式注意事項4中 「⑤蘊」を「⑤蘊」に、「◎蘊」を「⑤蘊」に、「⑥蘊」と「⑤蘊」に改め、同様式中注意事項らを注意事項でとし、 注意事項4の次に次のように加える。

- 5 ⑫欄は、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場 合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」 のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を 得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものである こと。
- 6 ⑫欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。 別記第十七号の二様式(表)を次のように改める。

別記第17号の2様式(第24条関係)

(表)

認定日時			高年齡受給資格者失業認定申告書
月 日 時から 時	まで	(該当の	ところへ〇印を付け、必要な事柄を記載してください。)
①失業の認定を受けようと する期間中に、就職又は	イし	た	就職又は就労をした人は、した月日を記載してください。
就労をしましたか。	ロし	ない	
②失業の認定を受けようと する期間中に、就職先を 探しましたか。	イ 探	した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ハ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (ア) インターネットによる求人への応募 (リ) その他(
	口探	さなかつた	(その理由を具体的に記載してください。)
③今、公共職業安定所から 自分に適した仕事が紹介 されれば、すぐに応じら れますか。		じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (二) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他( )
④就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ就口自	職	(1) 公共職業安定所紹介       (就職先事業所)         (2) 自己就職       月 日より就職         (予定)       月 日より自営業
石川県職員の退職手当に 申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 殿			開始(予定) 1 項において準用する第16条第1項の規定により上記のとおり
			高年齡受給資格証番号 ( )
NAV AV 11 mbb VIIV also also as a lab your			高年齡受給資格者氏名
※公共職業安定所記載欄 i	車絡事項		取扱者印

別記第十七号の二様式(裏)中注意事項らを削り、注意事項らを注意事項らとする。 別記第十八号様式(表)を次のように改める。

(表)

認定日時 月 日					特例受給資格者失業認定申告書
	まで		(該	当の	ところへ〇印を付け、必要な事柄を記載してください。)
①失業の認定を受けようと する期間中に、就職又は	イ	L		た	就職又は就労をした人は、した月日を記載してください。
9 る期间中に、	D	L	な	٧١	
②失業の認定を受けようと する期間中に、就職先を 探しましたか。	1		し	たった	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ハ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (ナ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他( (その理由を具体的に記載してください。)
3今、公共職業安定所から 自分に適した仕事が紹介 されれば、すぐに応じら れますか。	イロ		こられ:		応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (二) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるた。 (ボ) その他(
④就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	7	就自		職営	<ul> <li>(1) 公共職業安定所紹介</li> <li>(2) 自己就職</li> <li>月 日より就職</li> <li>(予定)</li> <li>月 日より自営業</li> <li>開始(予定)</li> </ul>
石川県職員の退職手当に 申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 殿	関する	る規則	第24	条第:	2項において準用する第16条第1項の規定により上記のとお 特例受給資格証番号 ( ) 特例受給資格者氏名 ④
※公共職業安定所記載欄 i	車絡	<b>東</b> 丁百			取扱者印

別記第十八号の三様式(表)及び別記第十九号様式(表)中

⑧雇用期間	1	定めなし	-	年	月	日まで	
	口	定めあり―	_ (		年	カ月)	100

⑧雇用期間	1	定めなし	->	年	月	E	ます	C
	口	定めあり―	(	4	年	力月	])	
		<b></b>	契約更新	所条項	(1	有	口	無)
	1 4	Fを超えて雇用	月する月	見込み	(1	有	[]	無)

以、「、常用就職支度金又は」 ぬ「に相当する

「」や「又は」に、「のいずれも」や「を」に払るゆ。 別記第十八号の三様式(裏)注意事項1中「亜斗」を「仲診圏」に改め、同様式注意事項2中「亜斗岬」を「仲診 込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」や長べ№。

別記第十八号の三様式の次に次の様式を加える。

別記第18号の4様式(第26条関係)

考

(表)

					就業促進	定看手当(	こ相	当する退職	于当文紹願 ———			
1	氏名						2	受給資格証	番号			
3	住所	₹										
4	就職么	先の事	名	称				14		事業所番号		
	業所		所在	主地	₹				(電記	番号		)
5	一週	間の所知	上 定労働	時間	F.	<b></b> 持間	分	6 求人申记	込み時等に明示し	た賃金額(月額)	万 千	円
7	雇用其	期間中の	の賃金	支払ង	犬況							
					2	(3	) 1	重 金	額			
<b>F</b>	① 賃金	金支払対	対象期	間	①の基 礎日数	(A)		(B)	計	④ 備	考	
<b>E</b>	月	日~	月	日								
E -	月	日~	月	日								
)   E	月	日~	月	日								
	月	日~	月	日								
1	月	日~	月	日								
	月	日~	月	日								
	月	日~	月	日								
	就職年	月日~	月	日								
8	上記の	の記載	事実に	誤りた	ぶないこと	を証明す	-る。					
			年	月	日							
								事業主	氏名			)
								(法人	のときは名称	ズ及び代表者氏名	፭)	
9	石川	県職員の	の退職	手当り	こ関する規	見則第26条	第	1項の規定に	より上記のと	おり就業促進に	定着手当に相	当
	する退	戦手当の	の支給	を申記	青します。							
					年 月	日						
	1	壬命権	者 殿									
									申請	者氏名		)
備	i											

(襄)

### 注意事項

- 1 この支給願は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6カ月に至つた日の翌日から起算して2カ月 以内に、原則として、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると 認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この支給願には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄まで をそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記 載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくな るばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺 罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 支給願の記載について
  - (1) 申請者の記載事項
    - 9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - (2) 事業主の記載事項
    - ア 5 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6カ月に至つた時点における一週間の所定労働時間を記 載すること。
    - イ 6欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載す ること。
    - ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2 回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた 賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次 の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
    - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそ れに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。



別記第十九号様式(裏)注意事項1中「申誹」を「対診題」に改め、同様式注意事項2中「申誹酔」を「対診題」 以おる′ 叵攀忙烘ሎ帯♥∞+「記載する」 S ⊢ 以「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込み の有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」や号ペペ。

### 至 三

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県職員の退職手当に関する規則の規定は、平成二十六年四月一
- 2 この規則による改正前の石川県職員の退職手当に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、 所要の調整をして使用することができる。